

芦屋市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「<u>退職日給料月額</u>」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、<u>かつ、第7条の6第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、<u>地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。</u>以下この項及び第7条の4第4項において「<u>自己都合等退職者</u>」という。）に対する退職手当の基本額は、<u>自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額と</u></u></p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「<u>給料月額</u>」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第13条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、<u>その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p>

改正案	現 行
<p>する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条の2 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>芦屋市職員の定年等に関する条例（昭和59年芦屋市条例第4号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）</u></p> <p>(2) <u>その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの</u></p> <p>(3) <u>第7条の6第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p> <p>2 (省略)</p>	<p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条の2 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（芦屋市職員の定年等に関する条例（昭和59年芦屋市条例第4号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>2 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u> (<u>25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額</u>)</p> <p>第5条 <u>次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>25年以上勤続し、定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者</u></p> <p>(3) <u>第7条の6第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p>	<p>(<u>整理退職等の場合の退職手当の基本額</u>)</p> <p>第5条 <u>職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p>

改正案			現 行		
<p>(4) <u>公務上の傷病又は死亡により退職した者</u></p> <p>(5) <u>25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの</u></p> <p>(6) <u>25年以上勤続し、第7条の6第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条 <u>第4条の2第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条の2第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>			<p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第6条 <u>第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

改正案			現 行		
第4条の2第1項 及び第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	第5条の2第1項 第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

改正案			現 行		
第5条の2第1項 第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、	第5条の2第1項 第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	第5条の2第1項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
<p>(退職の理由の記録)</p> <p>第6条の4 任命権者は、第4条の2第1項第2号及び第5条第1項第5号に掲げる者の退職の理由について、記録を作成しなければならない。</p> <p>第7条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ</p>			<p>第7条の3 第6条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ</p>		

改正案			現 行		
ぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			ぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	第4条から第5条まで	第6条の規定により読み替えて適用する第5条	第7条	第4条から第5条まで	第6条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額		退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の		これらの	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の
第7条の2	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の	第7条の2	第5条の2第1項の	第6条の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ		同項第2号イ	第6条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の		同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の

改正案			現 行		
第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、 <u>100分の2</u>) を乗じて得た額の合計額	第7条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、 <u>100分の2</u>) を乗じて得た額の合計額	第7条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第6条の規定により読み替え		第5条の2第1項第2号イ	第6条の規定により読み替え

改正案			現 行		
		て適用する第5条の2第1項第2号イ			て適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額		及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合		当該割合	当該第6条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6</p>			<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上24</p>		

改正案	現 行
<p>号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (省略)</p> <p><u>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</u></p>	<p>年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (省略)</p>
<p><u>第7条の6 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</u></p> <p><u>(2) 職制、定数又は組織の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は組織に属する職員を対象として行う募集</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前項各号の別</u></p>	

改正案	現 行
<p>(2) <u>第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間</u></p> <p>(3) <u>募集する人数</u></p> <p>(4) <u>募集の期間</u></p> <p>(5) <u>募集の対象となるべき職員の範囲</u></p> <p>(6) <u>募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨</u></p> <p>(7) <u>第9項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続</u></p> <p>(8) <u>第12項の規定による通知の予定時期</u></p> <p>(9) <u>第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数</u></p> <p>(10) <u>募集に関する問合せを受けるための連絡先</u></p> <p>3 <u>任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。</u></p> <p>5 <u>任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。</u></p> <p>6 <u>任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p>	

改正案	現 行
<p>7 <u>任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数</u>が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「<u>応募上限数</u>」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び<u>応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数</u>が<u>応募上限数</u>に達した時点で募集の期間は満了するものとする。</p> <p>8 <u>任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p> <p>9 <u>次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者</u></p> <p>(2) <u>第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</u></p> <p>10 <u>前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対し、これらを強制してはならない。</u></p> <p>11 <u>任命権者は、応募をした職員（以下この条において「<u>応募者</u>」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合</u></p> <p>(2) <u>応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合</u></p> <p>(3) <u>応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</u></p> <p>(4) <u>応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合</u></p> <p>12 <u>任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。</u></p>	

改正案	現 行
<p>13 <u>任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。</u></p> <p>14 <u>任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。</u></p> <p>15 <u>任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p>16 <u>認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。</u></p> <p><u>(1) 第13条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。</u></p> <p><u>(2) 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。</u></p> <p><u>(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。</u></p>	

改正案	現 行
<p>(4) <u>地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。</u></p> <p>(5) <u>第9項の規定により応募を取り下げたとき。</u></p> <p>17 <u>任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。</u></p> <p>（勤続期間の計算）</p> <p>第8条 （省略）</p> <p>2～6 （省略）</p> <p>7 前項の規定は、<u>第7条の5又は第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</u></p> <p>8・9 （省略）</p>	<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第8条 （省略）</p> <p>2～6 （省略）</p> <p>7 前項の規定は、<u>前条又は第11条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。</u></p> <p>8・9 （省略）</p>

芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例新旧対照表

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）第19条の2に規定する教職調整額を含む。以下同じ。）の月額</p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）<u>第5条の3において「給与条例」という。</u>）第19条の2に規定</p>

改正案	現 行
<p>(教職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「<u>退職日給料月額</u>」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、<u>かつ、第6条の7第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の5第4項において「自己都合等退職者」という。)</u>に対する退職手当の基本額は、<u>自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、<u>次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額</u></p>	<p>する教職調整額を含む。以下同じ。)の月額(教職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「<u>給料月額</u>」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、<u>その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(芦屋市職員の定年等に関する条例(昭和59年芦屋市条例第4号。以下「<u>定年条例</u>」という。))第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第</p>

改正案	現 行
<p>とする。</p> <p>(1) <u>芦屋市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年芦屋市条例第 4 号。以下「定年条例」という。）第 2 条の規定により退職した者（定年条例第 4 条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）</u></p> <p>(2) <u>その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が市長と協議して定めるものに該当するもの</u></p> <p>(3) <u>第 6 条の 7 第 11 項に規定する認定（同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。）を受けて同条第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>3 <u>第 1 項に規定する勤務期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125</u></p> <p>(2) <u>11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5</u></p> <p>(3) <u>16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200</u></p>	<p><u>1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が市長と協議して定めるものに該当するものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤務期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125</u></p> <p>(2) <u>11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5</u></p> <p>(3) <u>16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200</u></p> <p>2 （省略）</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="280 218 996 247">(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p data-bbox="235 271 1108 399">第5条 <u>次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p data-bbox="257 790 1108 917">(1) <u>25年以上勤続し、定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）</u></p> <p data-bbox="257 933 1108 1021">(2) <u>地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者</u></p> <p data-bbox="257 1037 1108 1165">(3) <u>第6条の7第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p> <p data-bbox="257 1181 1108 1220">(4) <u>公務上の傷病又は死亡により退職した者</u></p> <p data-bbox="257 1236 1108 1364">(5) <u>25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で教育委員会が市長と協議して定めるものに該当するもの</u></p> <p data-bbox="257 1380 1108 1420">(6) <u>25年以上勤続し、第6条の7第11項に規定する認定（同条第1項</u></p>	<p data-bbox="1176 218 1668 247">(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p data-bbox="1131 271 2004 774">第5条 <u>職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、教育委員会が市長と協議して定めるものに該当するもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて教育委員会が市長と協議して定めるものに該当するものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p data-bbox="1153 790 2004 829">(1) <u>一年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p data-bbox="1153 933 2004 973">(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p data-bbox="1153 1037 2004 1077">(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p data-bbox="1153 1181 2004 1220">(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p>

改正案			現 行		
<p>第1号に係るものに限る。)を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</p> <p>(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</p> <p>(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</p> <p>(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>2 (省略)</p> <p>(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき1	第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき1

改正案			現 行		
		00分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額			00分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額	第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と	第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、

改正案			現 行		
		退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額に、			
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
<u>(退職の理由の記録)</u>					
第5条の5 教育委員会は、第4条第1項第2号及び第5条第1項第5号に掲げる者の退職の理由について、記録を作成しなければならない。					
第6条の4 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第6条の4 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条の2	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条	第6条の2	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退		退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退

改正案			現 行		
		職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額			職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の		これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の3	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の	第6条の3	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ		同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の		同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の3第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年	第6条の3第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

改正案			現 行		
		数が1年である教職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額			
第6条の3第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3 (退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額	第6条の3第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ		第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3 (退職の日において定められているその者に係		及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

改正案			現 行		
		る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員にあつては、100分の2) を乗じて得た額の合計額			
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合		当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の5 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる教職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる教職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの</p>			<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の5 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げる教職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる教職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0</p> <p>(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの</p>		

改正案	現 行
<p>第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) <u>自己都合等退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (省略)</p> <p><u>(定年前に退職する意思を有する教職員の募集等)</u></p> <p><u>第6条の7 教育委員会は、定年前に退職する意思を有する教職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である教職員を対象として行う募集</u></p> <p><u>(2) 職制、定数又は組織の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は組織に属する教職員を対象として行う募集</u></p> <p><u>2 教育委員会は、前項の規定による募集（以下この条において「募集」という。）を行うに当たつては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前項各号の別</u></p> <p><u>(2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間</u></p> <p><u>(3) 募集する人数</u></p> <p><u>(4) 募集の期間</u></p> <p><u>(5) 募集の対象となるべき教職員の範囲</u></p> <p><u>(6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨</u></p> <p><u>(7) 第9項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）</u></p>	<p>第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) <u>自己都合退職者</u>でその勤続期間が9年以下のもの 0</p> <p>5 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>又は応募の取下げに係る手続</p> <p>(8) <u>第12項の規定による通知の予定時期</u></p> <p>(9) <u>第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数</u></p> <p>(10) <u>募集に関する問合せを受けるための連絡先</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、募集実施要項に前項第5号に掲げる教職員を記載するときは、当該教職員の範囲に含まれる教職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>教育委員会は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。</u></p> <p>5 <u>教育委員会は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。</u></p> <p>6 <u>教育委員会は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。</u></p> <p>7 <u>教育委員会が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした教職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした教職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。</u></p> <p>8 <u>教育委員会は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければ</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>ならない。</u></p> <p>9 <u>次に掲げる者以外の教職員は、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用される教職員その他の法律により任期を定めて任用される者</u></p> <p>(2) <u>第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</u></p> <p>10 <u>前項の規定による応募又は応募の取下げは教職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、教育委員会は教職員に対し、これらを強制してはならない。</u></p> <p>11 <u>教育委員会は、応募をした教職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている教職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、教育委員会は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。</u></p>	

改正案	現 行
<p>(1) <u>応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合</u></p> <p>(2) <u>応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合</u></p> <p>(3) <u>応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</u></p> <p>(4) <u>応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合</u></p> <p>12 <u>教育委員会は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。</u></p> <p>13 <u>教育委員会が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。</u></p> <p>14 <u>教育委員会は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた教職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。</u></p> <p>15 <u>教育委員会は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p>16 <u>認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。</u></p> <p>(1) <u>第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>(2) <u>第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。</u></p> <p>(3) <u>募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第9項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。</u></p> <p>(5) <u>第9項の規定により応募を取り下げたとき。</u></p> <p>17 <u>教育委員会は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない</u></p>	

改正案	現 行
<p><u>い。</u> （勤続期間の計算）</p> <p>第7条 （省略）</p> <p>2～7 （省略）</p> <p>8 前2項の規定は、<u>第6条の6</u>又は第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。</p> <p>9 （省略）</p>	<p>（勤続期間の計算）</p> <p>第7条 （省略）</p> <p>2～7 （省略）</p> <p>8 前2項の規定は、<u>前条</u>又は第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。</p> <p>9 （省略）</p>

定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の対象者について

改正案

『11年以上25年未満勤続後の定年退職等』の適用者
(退職手当条例第4条の2, 学校職員退職手当条例第4条)

- 勤続期間11年以上25年未満の定年退職者
 - 勤続期間11年以上25年未満の者で、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者
 - 勤続期間11年以上25年未満の者で、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とした定年前早期退職の募集で認定を受けた退職者(新規)
 - 勤続期間11年以上25年未満の通勤災害傷病退職者
 - 勤続期間11年以上25年未満の公務外死亡退職者
 - 勤続期間11年以上25年未満で定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者
- } 上記の各条の
第2項で規定

『25年以上勤続後の定年退職等』の適用者
(退職手当条例第5条, 学校職員退職手当条例第5条)

- 勤続期間25年以上の定年退職者
 - 地方公務員法第28条第1項第4号(職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合)による免職の処分を受けて退職した者
 - 勤続期間25年以上の者で、職制、定数又は組織の改廃を円滑に実施することを目的とした定年前早期退職の募集で認定を受けた退職者(新規)
 - 公務上傷病・公務上死亡退職者
 - 勤続期間25年以上の者で、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者
 - 勤続期間25年以上の者で、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とした定年前早期退職の募集で認定を受けた退職者(新規)
 - 勤続期間25年以上の通勤災害傷病退職者
 - 勤続期間25年以上の公務外死亡退職者
 - 勤続期間25年以上で定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者
- } 上記の各条の
第2項で規定

現 行

『11年以上25年未満勤続後の定年退職等』の適用者
(退職手当条例第4条の2, 学校職員退職手当条例第4条)

- 勤続期間11年以上25年未満の定年退職者
 - 勤続期間11年以上25年未満の者で、勸奨を受けて退職した者
 - 勤続期間11年以上25年未満の通勤災害傷病退職者
 - 勤続期間11年以上25年未満の公務外死亡退職者
 - 勤続期間11年以上25年未満で定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者
- } 上記の各条の
第2項で規定

『整理退職等』の適用者
(退職手当条例第5条, 学校職員退職手当条例第5条)

- 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者
 - 公務上傷病・公務上死亡退職者
 - 勤続期間25年以上の定年退職者
 - 勤続期間25年以上の者で、勸奨を受けて退職した者
 - 勤続期間25年以上の通勤災害傷病退職者
 - 勤続期間25年以上の公務外死亡退職者
 - 勤続期間25年以上で定年に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者
- } 上記の各条の
第2項で規定

※ 上記の退職理由による退職者のうち、 の退職者が定年前早期退職に対する退職手当の基本額に係る特例の対象者となる。

※ 上記の退職理由による退職者のうち、 の退職者が定年前早期退職に対する退職手当の基本額に係る特例の対象者となる。